

平成27年教育委員会第3回定例会会議録

開会日時 平成27年3月12日 午前 10時00分

閉会日時 同 上 午後 0時15分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 塚 本 亨
同職務代理 天 宮 久 嘉
委 員 松 本 實
委 員 杉 浦 容 子
委 員 竹 高 京 子
教 育 長 塩 澤 雄 一

議場出席委員

・教育次長	前田 正憲	・学校教育担当部長	平沢 安正
・庶務課長	杉立 敏也	・教育計画推進担当課長	若林 繁
・学校施設課長	伊藤日出夫	・学務課長	石合 一成
・指導室長	岡部 良美	・統括指導主事	光山 真人
・統括指導主事	加藤 憲司	・地域教育課長	尾形 保男
・生涯学習課長	香川 幸博	・生涯スポーツ課長	竹嶋 和也
・中央図書館長	橋本 幸夫	・教育委員会事務局副参事	中島 英一

書 記

・企画係長 菊池 嘉昭

開会宣言 委員長 塚 本 亨 午前 10時00分 開会を宣する。

署名委員 委員 塚 本 亨 委員 天 宮 久 嘉 委員 塩 澤 雄 一
以上の委員3名を指定する。

議事日程 別紙のとおり

○委員長 定刻になりましたので、平成27年教育委員会第3回定例会をただいまより開会いたします。

まず、開会に先立ちまして、本日の会議録の署名に関しましては、私、それから天宮委員と塩澤教育長にお願いをしたいと思います。

議事に入る前にお諮りしたいことが1点ございます。本日、傍聴のご依頼がございました。許可したいと思います、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

では、傍聴を許可いたします。お願いします。

ただいま、委員会に先立ちまして、傍聴人の方の許可を得られました。委員長のほうから傍聴人の方にお話をお伝え申し上げたいと思います。

まず、葛飾区教育委員会傍聴規則等の規定によって、傍聴人の方は次のことを厳に順守していただきたいと思います。

まず1点といたしまして、傍聴人は委員会の中での発言は控えていただきたいと思います。

また、傍聴人は静粛を旨として、委員の言論に対して拍手など賛否を表すようなことはお止めいただきたいのが1点。

なおかつ、3点目といたしまして、傍聴人は写真撮影、録画、録音等を行わないようお願いをしたいと思います。

なお携帯電話の電源はお切りいただくか、マナーモードに設定をお願いしたいと思います。

また、傍聴人はその他会議の妨げとなるような行為はなさないでいただきたいと同時に、もしそのような規則に反する行為があった場合等は退席していただくということだけ申し伝えますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

それでは、早速本日の会議日程に入ります。本日は、議案等が8件、報告事項等が10件、その他が3件となっております。

なお、冒頭、本日お集まりの各教育委員また各所管の課長方たちはご理解賜っていますけれども、昨日が東日本大震災から早くも4年経過し、また、一昨日は東京大空襲から70余年を経て、非常に多くの方々が犠牲になりました。委員会といたしまして黙祷まではできませんけれども、心から哀悼の意を表しますし、奇しくも本日は半年前に新潟の栄村のやはり地震がございました。被害者の想定数は、23万余を数え、長期にわたった避難所生活、その中で子どもたちがやはり非常に多感な時期に学校に行けない、あるいは親御さんたちに対する気遣い等々で不安定な時を過ごされました。事象は違うのですが、非常にまだまだ復興の兆しが見えていないという部分を心得られている皆様方だと思いますので、冒頭、お話だけさせていただきます。

それでは、早速、議案等に入ります。議案第 10 号から議案第 15 号までは関連がございますので、一括上程し、ご説明の後に逐条採決をとらせていただきたいと思います。
よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、議案第 10 号「葛飾区教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則」について、ご説明をお願いします。

庶務課長、お願いいたします。

○庶務課長 それでは、議案第 10 号「葛飾区教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則」でございます。

提案理由ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、所要の改正をする必要があるもので、本案を提出するものでございます。

なお、先ほど委員長からも話がございましたように、第 15 号までは全く同じ提案理由でございますので、以降の議案につきましては、提案理由の説明は省略させていただきます。

それでは、1 枚おめくりいただきまして、規則の新旧対照表をごらんください。

今般、法改正に伴い、委員長から教育長のほうに権限が一本化されることとなります。そのため、委員長の規定を削除する、委員長から教育長に記載を変更する必要があるものにつきまして、改正でございます。第 3 条から第 9 条までの条文の中で、「委員長」の記載があるものを全て「教育長」に変更いたします。また、第 8 条の 1 号でございますけれども、地方教育行政の法律が非常に大きく改正されているものですから、今まで第 13 条第 6 項だったものが第 14 条第 7 項に規定のほうに条ずれをしておりますので、その変更を行うものでございます。

議案第 10 号については、以上でございます。

引き続きまして、議案第 11 号「葛飾区教育委員会公告式規則の一部を改正する規則」について、説明させていただきます。1 枚おめくりいただきまして、新旧対照表のほうをごらんください。こちら第 1 条中、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条の記載がございますが、こちら新法の改正後においては、第 15 条に変更になってございますので、第 14 条から第 15 条への変更を行うものでございます。

それでは続きまして、議案第 12 号をごらんください。「葛飾区教育委員会公印規則の一部を改正する規則」でございます。こちら 1 枚おめくりいただいたうえで、新旧対照表をごらんください。まず、こちらにつきましては、先ほどから申し上げますように、委員長から教育長への改正の部分でございます。第 6 条の 2 項に、「委員会委員長印」という表記がございます。こちらについては、削除をさせていただくものでございます。

続きまして、別表第 1 と別表第 2 の中に、それぞれ委員長と職務代理者印の用途ですとか、それぞれ印影を記載している部分がございます。こちらについても、委員長の職がなくなるこ

とから、削除していくものでございます。

続きまして議案第 13 号をごらんください。「葛飾区教育委員会事務局処務規程の一部改正について」でございます。こちらも 2 枚おめくりいただきまして、新旧対照表のほうをごらんください。こちらについても、文書の発信者名のところに委員長の記載がございます。こちらの委員長名を削除するものでございます。

なお、今、規則とか規程の改正の説明をさせていただきましたけれども、委員長から教育長への改正の部分については、経過措置をおいてございます。「現在の教育長の任期が続く間はおその効力を有する」という経過措置をそれぞれ共通で置かせていただいております。

説明は以上でございます。

○委員長 続きまして、第 10 号議案から第 15 号議案、一括上程をお諮りしてございましたので、議案第 14 号「葛飾区教育財産管理規則の一部を改正する規則について」、学校施設課長からご説明を求めます。お願いします。

○学校施設課長 議案第 14 号「葛飾区教育財産管理規則の一部を改正する規則」でございます。

提案理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、所要の改正をする必要がございますので、本案を提出するものでございます。

1 枚おめくりいただきまして、新旧対照表でございます。第 1 条の条文の中に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 号 2 号の規定」となっておりますけれども、条文ずれによりまして、「第 21 条第 2 号」に変更するものでございます。こちらにつきましても、平成 27 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

続きまして議案第 15 号でございますが、「葛飾区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則」について、ご説明をお願いいたします。

指導室長。

○指導室長 それでは、議案第 15 号「葛飾区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明をさせていただきます。

提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴いまして、所要の改正をする必要がございますので、本案を提出させていただくものでございます。

おめくりいただきまして、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。こちらにつきましても、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴いまして、現行と改正案のところそれぞれ条番がずれて、変わっております。第 1 条関係につきましても、第 26 条第 1 項を第 25 条第 1 項に、さらに第 2 条の関係では、その 16 号のアの部分では、地教行法第 23 条第 8 号を、こちらにつきましても、地教行法第 21 条第 8 号というように、ア、イ、ウ、エ、オにつき

まして、それぞれ条番が変わっているものでございます。

なお、19号につきましても、地教行法の第23条第17号から地教行法第21条第17号というように番号のほうに変更になっております。そのような形でございますので、本日のような形で規則の一部を改正する規則につきまして、説明をさせていただきました。

私のほうからは以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

ただいま議案第10号から議案第15号に至るまで、一括上程で、それぞれ提案趣旨のご説明をいただきました。ご質疑に関しましては、一括していただきます。その質問が終わりました時点で、それぞれ各号諮っていきたいと思います。

何かご意見等ございますでしょうか。

杉浦委員。

○杉浦委員 今回は地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴うということで、第10号から第13号までは、委員長から教育長に権限が一本化され、経過措置として現教育長在籍中は今までどおりに継続するということですね。第14号に関しましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴って、4月1日から改正。

第15号に関しましては、同じく法律の改正ですけれども、条番の変更ということで、認識しております。以上でよろしいでしょうか。議案に関しましては、原案に賛成でございます。

○委員長 庶務課長。

○庶務課長 経過措置の関係でございますけれども、今回の法改正の施行日、これについては4月1日が大原則でございます。ただ、いろいろ改正が多く入ってございますけれども、その教育長の部分につきましては、現在の教育長が継続する間については、継続という経過措置を設けまして、なお従前のおりということで、法律上も規程が置かれております。それに伴いまして私どもも、杉浦委員が区分けしていただいたように、単純に条ずれのようなものについては全て4月1日施行の大原則。それから教育長に関わる部分については、そうした区分けを置いて経過措置を置いているものでございます。

○委員長 はい、ありがとうございます。

杉浦委員、よろしいですか。

○杉浦委員 結構です。

○委員長 ほかに、委員からのご発言はございませんか。

(「なし」の声あり)

それではお諮りいたします。議案第10号につきまして、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、議案第 10 号「葛飾区教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則」につきましては、原案のとおり可決いたします。

続きまして議案第 11 号につきまして、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、議案第 11 号「葛飾区教育委員会公告式規則の一部を改正する規則」につきまして、原案のとおり可決いたします。

議案第 12 号につきまして、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、議案第 12 号「葛飾区教育委員会公印規則の一部を改正する規則」につきまして、原案のとおり可決いたします。

議案第 13 号につきまして、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、議案第 13 号「葛飾区教育委員会事務局処務規程の一部改正について」、原案のとおり可決いたします。

議案第 14 号につきまして、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、議案第 14 号「葛飾区教育財産管理規則の一部を改正する規則」につきまして、原案のとおり可決いたします。

議案第 15 号につきまして、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、議案第 15 号「葛飾区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則」につきまして、原案のとおり可決いたします。

続きまして議案第 16 号「葛飾区立学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則」について、ご説明をお願いいたします。

学務課長、お願いします。

○学務課長 それでは、議案第 16 号「葛飾区立学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則」を、ご説明をいたします。

提案理由でございますけれども、平成 27 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間、飯塚小学校及び東金町小学校の通学区域を改める必要があるため、この案を提出するものでございます。

資料がクリップどめになっておりまして、クリップを外していただきますと、2つの資料に分かれておりますが、通学区域の変更についてという資料をごらんいただきたいと存じます。

概要でございますけれども、新宿六丁目におけます大規模集合住宅の建設に伴う児童の急増

対応として、一時的な学区区域の変更を行うというものでございます。

2番の経過でございますけれども、この新宿六丁目地区につきましては、平成27年の4月入居開始予定で140戸、それから平成28年、来年の4月入居予定で700戸、さらに平成31年ごろの入居を目標としまして610戸の住宅建設が進められるというようなことになってございます。当該地区全体で1,450戸というような戸数の住宅が新たにふえるということになってございます。

葛飾区内、これまで幾つかの集合住宅があったわけでございますけれども、そういった集合住宅の子どもの発生人数の平均を参考に試算をしましたところ、当該地区におきましては、平成32年度には0歳から11歳までの子どもが約1,300人程度発生するというような試算結果が出たところでございます。当然、入居当初の年齢構成というのは、既就学児が2～3割程度、未就学児が7～8割程度でございますけれども、学齢進行に伴いまして、入居後の5年目に当たります平成32年度には、約全体の43%に当たります550人程度が学校に入学していくということが想定をされているところでございます。

これに対しまして、その現通学区域校でございます東金町小学校におきましては、現在想定されている標準工程でございますけれども、平成30年度から32年度にかけて、改築工事が予定をされているというところでございます。この期間中に550人程度の子どもたちがふえてくるといことで、この工事場所での仮設校舎での受け入れが、なかなか難しいだろうというふうに考えてございまして、そこで当該地区の居住予定者の混乱を避けて、児童急増に対応するために、あらかじめ当該地区の入居が開始される前から、東金町小学校の改築が終了するまでの間、通学区域を一時的に変更するというものでございます。

3番目の通学区域の変更でございますけれども、当該地区に隣接する小学校というのが幾つかございます。ここに記載のとおり、原田小学校、花の木小学校、末広小学校、飯塚小学校とございます。それぞれどこの小学校にこの学区区域をつけられるかというところを、一つひとつ検証したところでございます。原田小学校につきましては、平成27年度の学級数12学級でございます。最大は15学級まで確保できるところでございますけれども、この学区区域の中には、東金町一丁目3番のプラウドシティ金町アベニューという大きな集合住宅がございまして、この子どもたちがふえていくというようなこともございまして、仮にこの原田小学校だけでも、もう平成30年度には15学級になってしまうといことで、物理的に原田小学校にこの地区を学区区域として編入することは困難であろうというようなことでございます。

次に、花の木小学校でございますけれども、花の木小学校につきましては、平成27年度の段階では24学級でございます。通常の校舎プラス4学級分の仮設校舎があるところでございます。裏面をごらんいただきたいと思いますと思いますが、当然、今の段階でも非常にマンモス校というところでございます。児童数の推計といたしまして、平成28年度から通学区域の児童数が徐々に減少

し始めまして、平成 32 年度の段階では 18 学級になるという見込みでございます。ちょうど花の木小学校の北側にあるマンションの子どもたちの数が減ってくるというところでございますけれども、18 学級となりますけれども、現在、その仮設校舎をつくってございまして、学校の校庭、あるいは子どもたちの学習環境というものが、非常に手狭になっている状況がございます。したがって、教育委員会といたしましては、できる限り通常の学校と同じような環境にしていくということであれば、当然仮設校舎というものを学級が減った段階では取り壊していくというようなことを前提として考えるものでございまして、仮設校舎を取り壊した場合には最大 20 学級ということでございます。

この花の木小学校につきましては、近年、隣接の地域から指定校変更の希望が非常に多く見込まれておりまして、当該地区を通学区域として編入した場合には、平成 30 年度には、定員をまた超えてしまうと予想されるものでございます。ある程度、今後指定校変更の受け入れという枠では可能ではございますけれども、学区として編入することは困難だろうというような結論に達したところでございます。

それから、末広小学校でございますけれども、末広小学校は平成 27 年度の段階で学級数が 10 学級というふうに予定されてございます。最大 12 学級しか確保できないということで、学校の規模はちょっと小さい学校でございます。また、先ほどの原田小学校の南側にございますプラウドシティ金町ガーデンという、これも大きな集合住宅でございますけれども、ここからの指定校変更希望が多く見込まれるということもございまして、物理的にもこういった希望から見てもこの当該地区の学区をこの末広小学校に編入するというのは、非常に困難であるというように考えてございます。

飯塚小学校でございますけれども、飯塚小学校は平成 27 年度の段階で学級数は 15 学級ということになります。最大は 18 学級まで確保できる規模がございまして。また、他の通学区域から指定校変更希望が少ない、それから地域に住んでいるお子さんたちの数が、将来的にほとんど変わらない状態でございます。そういうことから考えますと、仮にこの当該区域を学区に編入した場合に、おおむね平成 32 年ぐらいまで定員を超えないだろうというように予想されるものでございます。以上のことから、当該地区を一時的に通学区域として受け入れられる学校につきましては、飯塚小学校だろうというようなことで、結論づけているものでございます。

4 番の変更の期間でございますけれども、当該地区の飯塚小学校への通学区域の変更期間は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 6 年間ということで、とりあえず限定をしたいと思っております。これは東金町小学校の建て替えが終了する時期と合っておりまして、東金町小学校の建て替えが済みましたらば、そちらのほうに速やかに当該地区の学区を移しかえていこうというような考え方でございます。

原則的にはということで、その下に書かせていただきましたけれども、この変更期間に入学

した児童につきましては、飯塚小学校において卒業まで就学することができるということでございますけれども、ただし、兄弟関係などで東金町小学校のほうに移りたいというようなご希望があれば、それは転校を認めていこうというようなところで規定をさせていただきたいというふうに考えてございます。

また、ここにございます中学校の対応でございませけれども、当該地区の中学校の学区域は、現行でも金町中学校でございませ。金町中学校につきましては、現在、平成 27 年度で学級数が 15 学級、最大 18 学級までとれるというような規模がございませして、またこの区域の区域内就学率というのが 60%と低いこと、それから私立への進学率というのが常に 15%ということで、区内でも比較的高い地域であるということから、この当該地区の生徒増に関しては、金町中学校で受け入れられるものと見込んでいませるところでございませ。

周知でございませけれども、3 月 25 日号の広報で周知をする予定で手続きを進めていませるとともに、3 月 16 日の文教委員会に報告をさせてもらった後、各会派の幹事長、それから地元の議員さん、それから地元町会、学校関係者及び住友不動産のほうに速やかに情報を提供して説明をしていこうと考えてございませ。

また、この人口急増で、学童保育クラブ等の設置についても懸念されていませるところでございませけれども、現段階におきませしては、学童保育クラブ等それから保育園の確保については、子育て支援部のほうで鋭意、住友不動産と調整をしていませるというようなお話を聞いていませるところでございませ。

以上のような変更をこの新旧対照表の記載の改正案の 4 番のように規定をさせていただいたというようなところでございませ。

説明は以上でございませ。

○委員長 多岐にわたりませして、ご説明、ありがとうございます。

ただいまご説明いただきました議案第 16 号でございませ。各委員からのご意見をいただきたいと思ひませ。

竹高委員。

○竹高委員 ご説明ありがとうございます。

お聞きして一息気になったのが、平成 27 年度に一年生で入ってくる新一年生の保護者の方とお子さんの対応が一番心配かと思ひて聞かせていただきました。

この学区域ですが、東金町小学校に行くのと飯塚小学校に行くのと、距離的にもそれほど大差がないようには思ひますけれども、やはり入るはずであった学校ではないところに行くというのは、保護者の方もとても不安だと思ひますので、その部分の対応がどうなっているのか聞かせていただきたいのと同時に、そちらのほうから飯塚小学校に行くその道順、また車通りも含めたところで通学路の危険な部分には、シルバーさんが立っていただけるとか、そういう

ところはどうなっているのか、聞かせていただければと思います。

○委員長 学務課長。

○学務課長 まず、平成27年4月に新入で入ってくるお子さんでございます。現段階で確認しているところでございますと、最初の140戸のうち、今54戸が売れているということで、その54戸の世帯で存在している新一年生というのが、現在2人というところでお聞きをしております。そのお2人には、個別にご説明を差し上げる機会も設けさせていただきたいというように思っておりますけれども、現状、住友不動産のほうで発売している段階では、学区域は東金町小学校ですというようなところで、前提として売り出しておりますので、東金町から飯塚に移るということは、入居前、転入前にやはりお話をさせていただく必要があるかと考えてございます。

また、通学路でございますけれども、先ほどの資料の別紙に、地図をつけさせていただきました。学区域の境目に点線がありますけれども、ほぼこの新宿六丁目地区の子どもたちは、この点線に沿った形で理科大の周りを回っていただいたうえで、三菱ガス化学のところの道を北に上がっていただき、若干左折をしたうえで、都営住宅のところの道を学校に向かってまた北に歩いていただくということで、おおむね子どもの足で徒歩15分ぐらいと考えてございます。もう既にこの理科大の北側の部分の新興住宅の部分については、飯塚小学校の学区域ということで、既に決まっておりますので、ここら辺からの集団登校というのは、一緒にできるかなと思っております。さらに理科大の脇をずっと歩いていく部分についての誘導等については、飯塚小学校のほうとも十分話し合っていて決めていきたいと考えてございます。

以上です。

○委員長 よろしいですか。

○竹高委員 はい、ありがとうございます。

○委員長 ほかにどなたか。

杉浦委員。

○杉浦委員 机上論ではなく、多角的にお考えになって、こういう案を出してくださったのだと思っております。子どもが増えるということは大変うれしいことですが、以前、江東区でもマンション建設に伴う人口増加のとき、教育委員会の職員の方々は大変ご苦労されたと同いました。

そうした中で、竹高委員のほうからも平成27年度入学の方たちには丁寧なご案内をというお話がございました。ご説明の中でも、柔軟な対応をするということですので、よろしく願いいたします。

また、住友不動産のマンションに、現時点で新一年生が2名ということですね。地域の中でも小学校入学時になって変更ということがございますので、その辺は丁寧にご説明していただ

いて、理解していただくことが大事かと思えます。それと同時に、約6年間という時限的なことですね。そう理解させていただきますが、その6年後にまたいろいろ課題も出てくるかと思えます。その都度丁寧に、柔軟な対応で区民の方たちにご理解をいただきながら取り組んでいただきたいと思えます。以上です。

○委員長 学務課長。

○学務課長 ありがとうございます。

確かに6年間という、ある程度の期間を移してしまうということになると、いろいろと支障が出るということも考えられます。江東区などでは、人口が沿岸地域で急増していて、1年間に2回ずつその児童数の推計をし直して、学区域を見直しているというような状況も聞いてございます。ここの地域も小規模ながら、そういった現象が起きてくるであろうと考えてございまして、この550人というのは、あくまでもこれまでの葛飾のトレンドから出した推計でしかございませんので、実際にお住まいになり始めたときの状況というのは、やはり柔軟な考え方で対応していかなければいけないと思っております。

また、従前からこの地域に住んでいらっしゃる方々も、いろいろな形で通学する学校を希望したいというようなお考えもお持ちでしょうから、ここの急増対策のために従来から住んでいらっしゃる方が排除されるということも、これはまた避けていかなければいけないということもあって、そこのところはお互いに柔軟に希望し合えるというような仕組みが必要なのかと考えてございます。

そういった点から、特に中心部にあります末広小学校、あるいは花の木小学校については、柔軟な対応ができるような形で準備をしていきたいと考えてございます。

○委員長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○杉浦委員 はい。

○委員長 ほかにどなたか委員からのご質疑がございますでしょうか。

よろしいですか。

では、私のほうから1点だけお願いがございまして。

杉浦委員がおっしゃいましたけれども、小学校1年生という大事な時期、それと6年間におたつてということで考えますと、一番多感な時期でございまして。既存の区民の方、今お答えいただいたように、そういった意味では飯塚小にあつては、まず人間、校長以下教員一丸となつてその辺を考えに入れていただくようお願いしたい。教育委員会のほうからも助言をしていただきながら、大変な作業だと思いますが通学区域の改定、線引きでは非常に学務課長が大変苦勞された挙げ句に、また人口増加に伴い子どもたちが増えるといううれしい悲鳴なのですから、ぜひ、十分な配慮をよろしくお願いしたいと思えます。以上です。

よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第 16 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、議案第 16 号「葛飾区立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則」につきましては、原案のとおり可決いたします。

議案 17 号「異議申立てに対する決定について」指導室長、お願いします。

○指導室長 それでは、私から、議案第 17 号「異議申立てに対する決定について」、ご報告してご審議をいただきたいと思っております。

まず、こちらにつきましての提案理由でございますが、保有個人情報外部提供可否決定処分に係る異議申立てに対して、行政不服審査法第 47 条の規定に基づく決定をする必要がございますので、本案を提出させていただくものでございます。

では、1 枚目をおめくりいただきたいと思えます。おめくりいただいたものが、決定を通知させていただくものでございます。こちらにつきましては、主文にございますが、本件異議申立てを却下するというところでございます。

それでは、本件に関する経緯について、ご説明をさせていただきます。

まず、申立人でございます。平成 26 年 11 月 26 日に、葛飾区立双葉中学校に対しまして、申立人のお子さんが被害者となったいじめ問題について、話し合いによる解決手段として東京簡易裁判所に調停を申し立てていらっしゃいます。しかし、加害者側の住所が不明なので、手続きが進まないという状況でございました。ついては、校長から加害者側に事情を説明し、加害者側の住所及び親権者名を明らかにするように説得してほしいという旨の連絡がございました。そこで、校長は葛飾区個人情報の保護に関する条例に基づきまして、保有個人情報外部提供制度を申立人に伝えまして、平成 26 年 12 月 16 日付けで、申立人から双葉中学校が保有する加害者側 8 名の生徒に係る住所、電話番号、親権者及び父母名の保有個人情報外部提供申請を受領したところでございます。

また資料をごらんいただきますが、まず、保有個人情報外部提供可否決定の状況につきまして、ご説明をさせていただきます。

校長は、条例の第 17 条に基づきまして、加害者とされる 8 世帯に対し、同校が保有する個人情報の外部提供に係る本人同意の確認作業を行いました。その結果、7 世帯は同意をしない、1 世帯は同意をするという回答を得たところでございます。

大変お手数ですが、5 枚めくっていただきまして、資料 1 というものをごらんいただきたいと思えます。ステープラーの別どめになっておりますものでございます。そちらの資料 1 でございますが、平成 27 年 2 月 6 日、校長は申立人に対しまして、保有個人情報外部提供可否決定を行っておりまして、以下、これにつきましては、「現決定」と呼ばさせていただきます。しかし、

こちらの現決定資料1にございますが、現決定通知には、同意が得られた1世帯分の保有個人情報のみを記載をしております、同意が得られなかった7世帯分につきましては、保有個人情報を提供しない理由を付すべきところ、付されていないという状況でございました。そこで、大変申しわけありません、また最初のステープラーどめをごらんいただくこととなりますが、そちらのステープラーどめの最初の3枚目でございます。異議申立書と書いてございますが、そのためにこの現決定に対しまして異議申立てが申立人のほうから平成27年2月13日、申立ての方は2月12日に出しておりますが、葛飾区教育委員会では、2月13日にこのような形で收受をさせていただきまして、申立人から現決定に対しまして、提供する保有個人情報の項目が8人中1人であること、さらには提供しない理由がないことを趣旨とする異議申立てを受領させていただいたところでございます。

大変申しわけございません。そしてまた、もう1枚のステープラーどめのほうをごらんいただきたいと思っております。2枚めくっていただきますと、資料2がございます。このような申立てをまた受けまして、保有個人情報外部提供可否決定の取消し等の状況について、またこちらからご説明をさせていただきます。

平成27年2月26日、校長及び葛飾区教育委員会指導室事務係長は、申立人のご自宅にお邪魔をいたしまして、申立人に対しまして、前回不備がございました現決定、資料1でございますが、現決定の取消通知書を交付させていただきました。さらに7世帯分の保有個人情報について、提供しない理由を付した新たな決定通知書を、資料2の2枚目になりますが、お渡しをさせていただくということで、資料3でございます。3枚おめくりいただきますが、資料3を申立人にお渡ししたところでございます。その際、指導室の事務係長のほうから申立人の方に、異議申立てにつきましては、現決定を取消し、提供しない理由を付した新たな決定を行ったことで、提供しない理由がないことを趣旨とする今回の異議申立て自体、根拠がなくなってしまうことをご説明させていただきました。そして、異議申立ての取り下げについて、意向を確認させていただきましたが、申立人は取り下げを行わず、文書での回答を希望されました。

以上のような経緯を経まして、今回の決定といたしまして、本件異議申立てを却下するという形にさせていただいたところでございます。

私のほうからのご説明は以上でございます。どうぞご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございました。

ただいまの指導室長からのご説明について、ご質問をお受けしたいと思っております。

杉浦委員。

○杉浦委員 解決の方向に調停が進行中と思っていた案件が一部、表面化してきたということでございますね。いろいろ課題がございますが、やはり早期に誠実に対応することが一番だと

思っております。学校だけで解決するというのではなくて、教育委員会、それぞれの諸機関に早期に相談することが解決に向けての課題ではないかと思っております。意見としてそれだけ申し上げておきたいと思っております。

今回はちょっとした書類上のミスがおありになったのでございますが、対応も大変ご苦労されたと思っておりますので、理解していきたいと思っております。以上です。

○委員長 ほかにどなたか。

指導室長、お願いいたします。

○指導室長 杉浦委員からお話ございましたが、やはり早期対応、早期発見が必要であると、また痛感をしているところでございます。ただ、今現在では、この時点では8名中1名という形ではございますけれども、さらに学校のほうからもまたその保護者の方にも、また働きかけをしておりまして、現在、さらにもう1世帯について、また同意を得ているところでございます。この申立人の方が簡易裁判所のほうにお話をしておりまして、今後ちょっとまた簡易裁判所とも連携を図りながら、この件につきまして申立人の方の思いが届くように、私たちが学校とともに、保護者、申立人の方にはしっかりと対応させていただきたいと考えております。

○委員長 ありがとうございます。

杉浦委員。

○杉浦委員 こういうことになると、大人同士のやり取りになってしまいますが、そこには肝心の当事者の子どもがいるということだけは、お互いに忘れないようにしたいと思います。

○委員長 ほかにどなたかいらっしゃいますか。

今、指導室長のほうから、また杉浦委員からのご説明、発言をいただきました。時間が経過すればするほど、やはり当事者の子どもさんたちが心の中にわだかまりを持っていくのを、私も非常に心配するところでございます。ただ、ご提案の趣旨でいきますと、調停というか、和解をする方向から出てきた事例と伺っていますので、良識に委ねること、また関係機関の方とも、ぜひ良い方向の解決をお願いしたいと思っております。

それでは、議案第17号に関しまして、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、議案第17号「異議申立てに対する決定について」、原案のとおり可決いたします。

続きまして、報告事項等に入ります。本日の報告事項等が10件、案件として上がっております。

まず、報告事項等1「かつしか教育プラン2014の取り組みについて(平成27年度取組予定)」に関しまして、よろしくお願いいたします。

教育計画推進担当課長。

○教育計画推進担当課長 それでは、お手元でございます「かつしか教育プラン 2014 の取り組みについて（平成 27 年度取組予定）」をご説明させていただきます。主な取り組みを中心にご説明をさせていただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料 2 ページをお開きいただきたいと思います。左側にあります「かつしかっ子」宣言の取り組みでございます。真ん中にありますように、前年度に引き続き、前回お配りした「かつしかっ子」宣言を本計画のよりどころとなるものとして、掲げていきたいと思っています。また、下段でございますように、平成 26 年 11 月 8 日、東京理科大学の図書館のホールで「かつしかっ子」宣言シンポジウムを開催し、各学校 3 人の児童代表生徒により、延べ 580 人の方の参加をいただきまして、発表やパネルディスカッションを行ったところでございます。引き続き、平成 27 年度もどこかで開催を予定してございますので、よろしくお願いいたします。

それでは本文に入らせていただきます。右側の 1 ページになります。

「基本方針 1 生きる力を育む、質の高い学校教育を推進します」でございます。これは、真ん中がございます成果指標でございますけれども、ここだけ今回変更させていただきました。平成 26 年度実施の学校教育アンケートに新規の項目を追加いたしまして、成果指標として変えたものでございます。ここについて、正しくぴったりしたアンケートを取るということで、保護者アンケート「学校教育アンケート（保護者）」といたしまして、「お子さんは学校へ楽しく通っている」という項目をつけ足しましたので、こちらのほうからその評価をしていこうということでございます。

それでは次のページをお願いいたします。1 枚めくっていただきまして、2 ページです。「施策（1）確かな学力・体力を身に付けた子どもの育成」についてでございます。施策の 1 につきましては、学校教育が中心でございます。

真ん中の具体的な取組内容でございますが、基礎学力の確実な定着といたしまして、「伸び伸びプラン」を引き続き行っていくこと、さらには真ん中になりますけれども、「かつしかっ子学習スタイル」、教師の授業方法を示した「葛飾教師の授業スタンダード」、さらに小学校国語・算数、中学校の国語・数学・英語の「教科葛飾スタンダード（試案）」に基づいた授業に取り組んでいながら、「教科葛飾スタンダード（試案）」では、平成 27 年度に「かつしかっ子チャレンジ」と改訂して、実施をしていくものでございます。またこうやって、「チャレンジ検定」を進めていながら、「葛飾スタンダード」を着実に定着させていくというものでございます。

右のページをごらんください。「基礎的な体力の向上」につきまして、ここでやはり 2 つ目の「○」でございますように「かつしかっ子チャレンジ」といたしまして、学校教育全体で、家庭も含めて取り組んでまいるところでございます。

最後の「○」でございますけれども、東京都のオリンピック教育推進校制度による支援を活

用して、児童・生徒が運動・スポーツにより一層親しめる取り組みを進めていくというものでございます。

さらに③「思考力・判断力・表現力等の育成」につきましては、最後の「○」になりますが、平成27年度新たに「かつしかっ子ブック事業」では、小学校1年生と中学校1年生に配布する本を活用して、読書感想文の書き方などを指導していくこと等、効果的な活用方法を検討してまいるところでございます。

次のページをごらんください。「施策(2)子どものよさを活かす教育の推進」でございます。真ん中の取組内容で、①「人権感覚・社会性や道徳性の育成」につきましては、4つ目の最後の「○」になりますが、いじめ、不登校など問題行動を未然に防ぐとともに、改善・早期解決を図るため、都費のスクールカウンセラーに加え、区費のスクールカウンセラーを中学校・保田しおさい学校に派遣し、児童・生徒へのカウンセリングや保護者・教職員に対する助言・指導を行ってまいるところでございます。

③の「自尊感情と自己肯定感の育成」でございます。2つ目の○にありますように、顧問教員のほか、外部指導員を積極的に導入して、部活動の充実を図っていき、子どもたちの自尊感情を育成してまいります。

次の「施策(3)区民の信頼にこたえる学校づくり」でございます。

具体的な取組内容といたしまして、①「学び合う教員の育成」につきましては、3つ目の「○」小・中連携教育で年2回授業交流・協議会を行っていく、また、公私立の幼保小連携教育を推進し、連携交流の成果を発表してまいります。

続きまして②「開かれた学校づくり」でございますが、2つ目の「○」、地域全体で子どもを見守っていただけるよう、PTAやおやじの会、地域自治町会と連携するなど、積極的に交流を深めていって、信頼される学校づくりを引き続き進めてまいるところでございます。

基本方針の1、「生きる力を育む、質の高い学校教育を推進」につきましては、以上でございます。

次のページをごらんください。6ページ、基本方針の2でございます。「子どもの健全育成に向けて、家庭・地域・学校が協働して取り組みます」です。ここは家庭や地域が中心となるところの分野でございます。

右のページ、「施策(1)家庭の教育力の向上」でございます。こちらのほうは下段にあります「幼児期における家庭教育の充実」あるいは「地域ぐるみで家庭教育を支援する取り組みの推進」を引き続き着実に進めてまいります。

次のページをごらんください。「施策(2)地域の力による子どもの育ち支援」でございます。具体的な取り組み内容の①「青少年育成支援の充実」につきましては、青少年育成地区委員会におきまして、地域の特性を活かした行事や活動を通して青少年の健全育成を推進してまい

ところでございます。これからも参加してくるだけではなくて、子どもたちが参画をしていて、やっていくような事業をどんどん取り組んでいる地域も出ているというご報告をいただいたところでございます。

②でございます。「児童の安全で安心な居場所づくりの充実」でございます。放課後子ども事業の充実に向けまして、対象学年の拡大及び学習、文化・スポーツプログラム実施校の拡大に取り組むとともに、また学童保育クラブの児童と放課後子ども事業の児童が校庭で一緒に活動するなどの連携を行って行って、全ての子ども、全ての児童が放課後などを安全・安心に過ごせるといった学童保育クラブと放課後子ども事業を一体化して実施する「放課後子ども総合プラン」を推進してまいるところでございます。

さらに、③「学校を支援し子どもを育てる体制の整備」といたしまして、「学校地域応援団」を設置してまいります。

右のページ、施策の（3）でございます。「家庭・地域との協働による学校教育の充実」でございます。

①の「健康教育と食育の推進」につきましては、全校に設置している学校保健委員会において、保健主任を活用して校内の健康安全を図る、さらには食育リーダーである栄養教諭・栄養士が参画して、食育の推進をどんどん図っていくというところでございます。

続きまして②「安全教育の充実」につきましては、最後のほうになりますが、学校では月1回の避難訓練を行っていて、火災・地震・侵入者対策などを想定して実施していますというふうにしました。

次のページをごらんください。基本方針の3になります。「子どもがいきいき学ぶ、教育環境づくりを推進します」。これは教育委員会が主に行っていく事業でございます。

右側の11ページ、「施策（1）子どもの夢や希望を実現する教育の推進」につきまして、①の「教員の資質・能力の向上」や②「就学前教育の推進」を行って行って、②の就学前教育につきましては、「幼児期の学びと小学校教育の連携のための取組表」や「幼児教育と小学校教育をつなぐ連携プラン」を基に、幼保小連携教育を推進してまいります。

公立・私立の幼稚園や保育所と小学校の連携による実践交流発表会などを実施してまいります。

さらに③学校間連携の推進につきましては、3つ目の「〇」、「寺子屋かつしか」、「進学重点教室」につきまして、都立葛飾野高等学校の校長先生のほうから、中学校と区内都立高校の連携野状況もご説明いただいたところでございます。

さらに④「理数教育の充実」につきましては、後ほどお話がございます『葛飾みらい科学研究コンクール』を開催し、子どもの科学を探究する力を育てます」というような取り組みを進めているところでございます。

次のページの12ページをごらんください。「施策（2）一人ひとりを大切にする教育の推進」でございます。

①「特別支援教育の推進」につきましては、3つ目の「○」東京都の特別支援教育推進計画第三次実施計画にある、小学校特別支援教育の平成28年度からの実施に向けて取り組んでまいるところでございます。

さらに②「いじめや不登校への対応」につきましては、総合教育センターでの教育相談の機能を強化していくこと、さらには不登校及びその傾向にある児童・生徒の学校復帰のために新たに小学生を対象の適応指導教室をモデル的に実施してまいるところでございます。さらには「葛飾区いじめ防止基本方針」の基本的な考え方を周知して、適切に対処してまいります。

「国際化・グローバル化への対応」でございます。東京オリンピック・パラリンピックの開催と一緒に、小学校英語科の導入に向けて、実践的な英語力を身につけることを取り組んでまいります。さらには2つ目の「○」でございます。小学校6年生の日光移動教室における「体験的外国語活動」や、中学校1・2年生を対象とした夏季休業中の「英語宿泊体験活動（イングリッシュキャンプ）」などを実施してまいります。さらには中学校2年生の海外派遣の検討をしてまいるところです。また、中学生の「英語スピーチ&プレイコンテスト」を土曜日に開催していくような取り組みを進めていきます。

続きまして「施策（3）毎日行きたくなる魅力ある学校づくり」でございます。

「安全で良好な学校環境の整備」、「ICT環境の整備」、さらには「葛飾スタンダードの策定・推進」というものをこちらのほうで掲げているところでございます。

基本方針3は以上でございます。

次の14ページ、基本方針4でございます。生涯学習分野になります。「生涯にわたる豊かな学びを支援します」ということで、右側の「施策（1）区民の学びが地域に生きるしくみづくり」でございます。

①「区民協働による学習・スポーツ活動の推進」につきましては、区民大学を引き続き進めていくとともに、2つ目の「○」にありますように、「かつしかふれあいRUNフェスタ」を開催していった、子どもから高齢者まで、幅広い可参加、さらには運営スタッフや出店・出演者、応援者など、多世代の交流や地域交流が促進されるスポーツイベントとしてまいっていただくところでございます。

さらには②「葛飾への愛着が深まる事業の推進」や③の「地域の担い手の養成と支援」というようなことを進めてまいります。

次のページをごらんください。16ページです。「施策（2）だれもが、学習・文化、スポーツに親しめる機会の充実」でございます。

こちらのほうでは、「かつしか区民大学」や郷土と天文の博物館の各種講座、また生涯にわた

るスポーツ活動の推進でスポーツフェスティバル、区民体力大会、体協とも連携の区民体育大会、さらには③にございますように、図書館のサービスとして「ブックスタート」や「セカンドブック」、さらには「かつしかっ子ブック事業」という形で進めていくということを書いているところでございます。

次の17ページ、施策の(3)でございます。「身近な所で学び、集い、スポーツに親しめる環境づくり」といたしまして、ごらんいただいているような施策を進めていきます。

特に③「利便性の高い図書館の整備」につきましては、後ほどお話がありますけれども、3つ目の○、大活字本や朗読CDなど、表示の工夫をしていくといったようなことを含めまして、図書館の利便性を高めていくというところでございます。

申しわけありませんが、説明は以上になります。よろしく願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

ただいま、教育計画推進担当課長から多岐にわたってかつしか教育プラン2014の取り組み、特に平成27年度の取組予定というのをご説明いただきました。各委員からご質疑をお受けしたいと思えます。

杉浦委員、お願いします。

○杉浦委員 ご説明ありがとうございます。細かい事で恐縮ですが、何点か疑問に思うこともございますのでご教示いただければと思います。

まず、4ページの基本方針、「生きる力を育む、質の高い学校教育を推進します」の中の「子どものよさを活かす教育の推進」ということでございますが、この成果指標の2段目、「自分が住んでいる地域が好き」について、肯定的な回答をした児童・生徒の割合とございます。いろいろ考え方はあると思いますが、これは基本方針の2の3とか、基本方針の2施策(2)とか、つまり基本方針1の施策(2)に入るよりも、ほかのところにこのアンケートの結果を入れるべきではないかと思いました。

同じように、9ページの「家庭・地域との協働による学校教育の充実」の成果指標の中の「将来の夢や目標を持っている」という肯定的な回答をしたというアンケートの結果が出ておりますが、これは基本方針の3又は施策の(2)のほうに該当するのではないかと感じました。

また、10ページ。「国際化・グローバル化への対応」というところで、文科省もESD教育、持続可能な社会の実現を目指す教育ということで進めております。昨年2014年は東京でESD教育の講演がございました。「ESD教育」という文言として入れるべきではないかと思えます。

最後に、17ページの成果指標のところ、「気軽に利用できる地域活動施設がある」と答えた区民の割合とあるのですが、私は31.1%というのは不満です。活動施設があるという認識だけですよね。利用するのではなく、知っているということですから、これはやはり、周知が足りないのかなど。もう少し周知をしていけば、この30年度の目標というのは、もっと高い目標

値になると思っています。ですので、この辺の考え方はどうなのか教えていただきたいと思
います。

○委員長 教育計画推進担当課長、お願いします。

○教育計画推進担当課長 成果指標のところでございますけれども、私のほうでご説明をさせ
ていただこうと思います。

まず、4ページのところでございます。成果指標の下のところで、「自分が住んでいる地域が
好き」というような形でお話を私のほうで出させていただいたところでございます。

こちらにつきましては、「郷土かつしか」というところを子どもたちに理解をしていただこう
と考えたところから、そこを始めとして豊かな自然を豊かな地域社会からと考えたとして、こ
こに設けたというような考え方をしたところでございます。

さらには9ページのところで、成果指標として「将来の夢や目標を持っている」というとこ
ろでございます。

こちらにつきましても、子どもたちがやはり家庭・地域の中で見守っていただける中で、そ
の大きな目標を持っていけるようにというような考え方をしたところで、このような書き方を
させていただいたところでございます。

17 ページのところでいただいた成果指標でございます。「気軽に利用できる地域活動施設が
ある」と答えた区民の割合のほうで、31.1%という形で、ちょっと数字が小さく、周知が足り
ていないというご意見をいただいたところでございます。

対象の方は、政策・施策マーケティング調査ということで、全区的な調査、アットランダム
に小さな方からご高齢の方まで選んでいて、本当の意味で区民全体の方の選んだ対象のアンケ
ートだと思うので、若干、いわゆるこういうスポーツや集い、学びの関係のほうにあまりご興
味がなかった方もいらっしゃるのかと思っております。ただ、委員におっしゃっていただ
いたように、やはりここは周知を広めていって、もっと参加される方、知っていただける方を
どんどんふやしていかなければいけないと思っております。

○委員長 指導室長。

○指導室長 ESDの教育について、お話をいただきました。ESDにつきましては、昨年に行
いました4定でもご質問をいただいておりますし、さらに先日行いました予算特別委員会の中
でも、ESDについてご質問を委員の方からいただいたところでございます。ESDにつき
ましましては、確かにグローバル化、これから国際化の中でやはり子どもたちが世界等に羽ばた
いていったときに、その中でその能力を発揮していくという部分では、非常に重要である一つの
取り組みであると思っています。

ただ、ESDそのものがグローバル化だけで限定されるものではございませんので、このE
SDの教育の意義というのは、私も十分把握をしておりますけれども、どこの部分でこれを今

後設けていくのが一番良いのか、そちらについて、また少しこちらのほうで検討をさせていただきたいと思っております。

○委員長 杉浦委員。

○杉浦委員 ただいま室長からお話ありがとうございました。あくまでもグローバル化の中で持続可能な社会を創るための教育ということですので、どちらでも結構だと思いますので、この 2014 プランの中に文言として入れておいていただきたいと思います。要望でございます。

また先ほど、マーケティング調査という説明がございました。1,600 人のアンケート調査よりとなっております。葛飾区、人口 45 万 1 千人となりました。私は区内、スポーツ施設、生涯教育の施設にしましても、整備されつつあると認識しております。この数字の置き方、目標、周知して、地域の中に展開していけばいいわけですから、31.1%成果目標というのは少ないのではと思ったものです。ありがとうございました。

○委員長 いかがでしょうか。ただいまの杉浦委員、また室長のほうからもいただきました。かつしか教育プラン 2014 の中に ESD の話をどこかに加味した部分として可能でございましょうか。

指導室長、お願いします。

○指導室長 どこに入れるのが一番より良いのかということも含めまして、検討させていただいて、この言葉だけではなかなか区民の方には伝わらない言葉でありますので。

○委員長 そうですね、伝わらないとわからないと思います。

○指導室長 そのあたりも含めて、検討させていただきたいと思っています。

○委員長 それと、先ほどお話に出ました、いわゆる区民の方への、特に中教審での答申等も、グローバル化という部分で出てございますので、そういった広報活動の中で反映する様に、うたっていたかかないと、ただ ESD といきなり言われても確かに教育関係の方はわかりなのかもしれませんが、その周知方ということと、さらに目標値を設定していただければと思います。

ほかにどなたかご意見、ございますでしょうか。

竹高委員。

○竹高委員 ご説明ありがとうございました。

意見ということではないのですが、8 ページの放課後子ども総合プランを推進していくうえで、やはり現場にいらっしゃる学童保育の方であったり、わくチャレの方であったり、保護者の方であったり、これがどういう形で流れていくのかということが、不安にならないような対応の仕方をしていただきたいと思います。感じます。

次のページの、地域の避難訓練等に参加している児童が、やはりとても少ないと感じますので、先日の震災のことも含めまして、忘れてはいけませんし、準備をしていなければいけないことでもあると思うので、やはり各学校、どんどん地域に出て、防災訓練などにも参加する

ような方向で後押ししていただければと感じます。

もう1点、前回か前々回にもお話しさせていただいたのですけれども、かつしかっ子ブック事業のほうで、図書リストという形でここに載っています。教育委員会の推進する図書リスト以外のところで、サポートというソフト面での充実を図っていただけたらというふうをお願いしたのですが、そういう形になっているのかどうか、確認させていただければと思います。

○委員長 地域教育課長、お願いします。

○地域教育課長 8ページの②児童の安全で安心な居場所づくりの中で、放課後子ども総合プランについて、竹高委員にお話をいただいたところでございます。

地域教育課で行っています、私どもは、わくチャレと呼んだ形で行っている事業でございます。これについて、総合プランの中で、放課後の時間を過ごす子どもたちですので、学童保育クラブあるいはまた児童館で過ごす子どもたちとの連携をとということで、計画の中で示されているところでございます。今、周知というお話をいただいておりますが、現在、私どものわくチャレにおきましては、各単位学校ごとにスタッフ会、あるいは運営委員会にこの方法の説明に入るとともに、地域の特性に合わせて今後進めていけるよう、十分調整を図っていきたいと考えているところでございます。

○委員長 よろしいですか。竹高委員。

○竹高委員 ありがとうございます。

○委員長 中央図書館長。

○中央図書館長 16ページの③のところでございます、教育委員会が勧める図書リスト、このリストの分でございます。案につきまして図書館のほうで作成させていただきました。小学生につきましては、「むぎわらぼうし」ですとか、中学生ですと「ドッグ イアーズ」などを参考にいたしまして、案も出して、指導室や学校に中身について確認をさせていただいて、そういった学校の意見も踏まえて、最終的に調整し、まもなく、リストと申しますか、そのお薦めの本の20冊の選定が決まるところでございます。

○委員長 ありがとうございます。

竹高委員。

○竹高委員 確認なのですが、選定していただく本に問題はないと思うのですけれども、多くの本を読む子にとっては、そのリストにある本は全部持っているという場合もあります。柔軟性を持った対応を考えていただきたいというところでのお願いです。

○委員長 お答えは。

○竹高委員 結構です。

○委員長 よろしいですか。

後ほど、報告事項等に入りますので「図書館サービスの充実に」関しましても、恐らく関連

した質問が出てこようかと思っておりますので、もし追加のご発言があれば、いただきたいと思っております。

ほかの委員の方、よろしいですか。

松本委員。

○**松本委員** この前の平成27年度の教育目標を決めるときに、これは詳しくやってきて、それがここに整理されて出てきているので、全般的にはこれでいいと思っております。

私は、やはり力点を置くところが2つありまして、一つは2ページにある「基礎学力の確実な定着」というところで、確かな学力調査を今度「教科葛飾スタンダード（試案）」「かつしかっ子チャレンジ」とか、「チャレンジ検定」に置きかえましたので、ここのところを、今まで挑戦していた内容と劣らないように、中身をつけていくべきだろうと思っております。

そこで19ページの用語の解説の中に、「教科葛飾スタンダード（試案）」というのがありまして、終わりの2行目に書いてあることをしっかりやっていきたいと思っております。平成26年度の実施状況を踏まえて、内容の見直し・改善を継続的に行き、「かつしかっ子チャレンジ」として実施するというところを事務局として、私たちもこれを充実させていきたいと思っております。

次に申し上げたいのは、7ページです。この前の川崎の事件がありました。私ども保護司が非行や犯罪のない社会をつくるという上で、最重要課題は、家庭の教育力の向上というところであります。どうしたらいいということはなかなか難しい問題なのですが、こういう冊子とかリーフレットとかそういうものを、保護者会などで読んでくれたり参加する家庭は、やっていける自信というものはあるのですが、そういうものに目を通す暇もない家庭、そういうところに来られない家庭に、いかにアタックしていくかという視点も置いて、二度とああいう事件が本区でも起こらないようにやっていきたいという、実際にどうしたらいいという答えは言えないのですが、そこに力点を置いていったらいいと思っております。以上です。

○**委員長** ありがとうございます。非常に貴重なご提言だと思いますし、特効薬があればそれにこしたことはないのですが、やはりそういった事象は未然に防ぐというのがやはり地域ぐるみで、ご提案いただいた部分で、地域の協働なくしては区民の育成はできないと思っております。

ただいまのご提案に対し、各委員からのご質問をいただきました。

他にございますか。

では、続きまして報告事項等2「多子世帯給食費の補助金対象者の拡大について」、お願いいたします。

学務課長。

○**学務課長** 続きまして多子世帯の給食費に対して、補助金の対象者の拡大でございます。

これにつきましては、第三子の給食費の無料化という言い方が一般的でございますけれども、昨年の決算委員会におきまして、この拡大についての要望がございまして、新年度予算で認め

られたものでございます。どういう内容かと言いますと、この2の拡大の経緯の下のほうに図1というのがございますが、これをごらんいただきたいと思います。

25年度から始まったこの制度でございますけれども、当初は第一子から第三子までが区立の学校に通っている子どもに限られておりました。そして第三子、網かけの部分が支給対象というようなところでございます。

26年度につきましては、この義務教育期間内のお子さんが3人いらっしゃれば、たとえ第一子、第二子が私立へ行っても、第三子の方が区立であれば、この第三子目の給食費を補助しようというようなことで、26年に拡大をしたものでございます。

これに加えて、27年度からは、例えば義務教育期間内に3人のお子さんがいた場合には、たとえ第三子でなくても、第一子でも第二子でも区立に行っていれば、3人のお子さんを養っている余裕とかがあるので、そこら辺の撤廃をして、第二子でも対象にしようというところで、今回、その拡大をしようというところでございます。予算が認められた関係から、拡大をしていこうということございまして、参考までに3番、4番では、これまでの実績を総額で書いてございますけれども、実際に26年度、この拡大でふえたお子さんたちは、約50人でございます。今回、27年度で拡大によってふえるお子さんというのは、約10人というところでの今ところ想定をしているところでございます。以上でございます。

○委員長 ただいま、学務課長からご説明いただきました、多子世帯給食費の補助金対象者の拡大について。平成25年から実行して、平成27年度で一応第三子を全部含んだ部分で押しなべて機会均等というようなご説明、なおかつ予算措置が通ったということでのご報告でございます。

何かご意見等ございましたら、お願いします。

竹高委員、お願いします。

○竹高委員 この拡大でふえたお子さんが10人とお聞きしましたが、葛飾区の中で多分第三子、第四子をお産みになって育てている保護者の方というのは、本当に少ないかとは思いますが、でも少ないといっても、3人、4人のお子さんを育てるといえるのは、すごく大変なことなので、この措置が広がったということは、とてもすばらしいと思います。本来なら、1人分ではなくて2人分を補助して差し上げたいと思うくらい、頑張っていらっしゃるのではないかと思いますので、これには大賛成でございます。

○委員長 ほかによろしいですか。

杉浦委員。

○杉浦委員 この対象者の拡大、本当に評価いたします。

すぐにお答えいただく必要はございませんが、葛飾区で3人以上子どもさんいらっしゃる方、高校生ぐらいまでのお子さんがいらっしゃる世帯、どのくらいありますか教えていただけます

か。

○委員長 学務課長。

○学務課長 申しわけございません。今ここではわかりませんが、後ほど調べてお答えをさせていただきますと思います。

○委員長 よろしいですか。

それでは、続きまして報告事項等3に入ります。「平成26年度葛飾区『優秀な教員の表彰』について」、指導室長、お願いいたします。

○指導室長 それでは、平成26年度葛飾区「優秀な教員の表彰」につきまして、ご報告をさせていただきます。

まず、こちらの本制度でございますけれども、平成17年度より進めているものでございます。教員の意欲や資質能力のさらなる向上を図り、教育活動の成果を適正に評価し表彰する制度として設けております。こちらにつきましては、葛飾区の教育の発展に貢献をし、その功績が顕著で、かつ勤務成績の優秀な教員に対して、功績をたたえまして表彰をしております。今年度でちょうど10年目ということになりまして、これまで119名の教員を表彰してきたところでございます。教科指導で優れた方、生活指導で優れた方、さらには部活動の指導などで優れた教育活動を実践している教員を今年度推薦いただいたところでございます。

2月12日木曜日に選考委員会を開催させていただきまして、きょう、資料でお示しいたしました。小学校17名、中学校2名の教員につきまして、優秀な教員として選出をさせていただきました。なお、こちらにつきましては、3月20日に表彰式を教育委員会室で行っていく予定でございます。さらには、この表彰者につきましては、今後、「かつしかのきょういく」や区のホームページに掲載して、広くお知らせをするとともに、この優れた能力を生かして、次年度以降の若手教員の授業公開、さらには育成等に力を発揮していただくということで、今後進めてまいりたいと考えております。私のご報告は以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

ただいま指導室長から、平成26年度葛飾区「優秀な教員の表彰」。小学校の教諭17名と、中学校の教諭2名、なおかつそれを若手教員のためのいい意味での励みになるというような趣旨を踏まえたご報告がございました。ご質問等をお願いします。

竹高委員。

○竹高委員 ありがとうございます。

私が教育委員に就任してから、3年たつのですが、3年前は表彰される教員の数が少なかつたように感じます。今年は19名の方が推薦されるということは、その基準に達しているすばらしい教員の方がたくさんいらっしゃるという証明だと思います。これが励みとなるように、10年ではなく、もう20年、30年と続いていけるようにお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。お答えは結構ですね。ほかにどなたか。

杉浦委員。

○杉浦委員 ありがとうございました。

この中で、特別支援の運営ということで、児童に対していろいろと福祉の面でご努力された先生方が4件ぐらい、また、後輩の育成ということで、4、5件あったと思います。中学校はたまたま体育系の先生が2名ということで、今回専科の先生方の推薦がなかった事は残念でした。

その中で、特に中之台小学校北川先生は「国語科指導法について修士論文を発表」と記載されてありましたが、目を見張るすばらしい成果をお出しになったということです。この修士論文というのは、私たちが目にすることはできるのでしょうか。その辺も教えていただけたらと思います。

○委員長 指導室長、お願いします。

○指導室長 私、ここで手元では持っておりませんが、これは本人に話をすれば、ごらんいただくことはできるものでございます。

○委員長 ありがとうございました。

ほかにどなたか委員からのご質問等ございましたら、お受けしますが。

(「なし」の声あり)

同僚、後進の教諭の方たちへの励みになること、こういった資料を共有しながら、非常に励みになるということは「葛飾学力伸び伸びプラン」にある全ての教育、教師のスタンダードに反映して、葛飾の子どもたちの学力向上に資するものだと思ってございます。

よろしければ、次の報告事項に入ります。

報告事項等4「平成26年度『葛飾みらい科学研究コンクール』審査結果について」、指導室長、お願いします。

○指導室長 まずは、本日ご説明をさせていただきますときに用います資料につきまして、大変申しわけございません、机上配付をさせていただいております。若干、表等のずれがございまして、机上配付をさせていただきましたので、お手数ですが、そちらの資料を活用してご説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、平成26年度「葛飾みらい科学研究コンクール」でございます。こちらにつきましては、今年度より実施をしたものでございます。

資料のほうには受賞者一覧という形で載せさせていただいておりますが、区内の小中学生が自由研究に取り組むことにより、科学的なものの見方や自然の事象を追究するおもしろさを学ぶこと、さらにはそれによりまして、本区の理数教育の充実を図って、それについての研究成

果を表彰するという、さらには科学好きの子どもをふやすということで、こちらの表彰をしているところでございます。

選考につきましては、小学校個人の部につきましては、そちらにございますように、飯塚小学校、尾松澄佳さんを、研究テーマは「飯塚小の雑草を調べる」ということでございました。校庭にある雑草の種類や特性について、日当たりや土の特性に合わせて実験、観察を行ったというものでございます。こちらにつきましては、審査の結果、教育長賞ということになっております。

さらに2番目にございますが、道上小学校の武部明依さんでございます。研究テーマは、「これなら雨の日でもバッチリ！！ 私の干し方」というもので、家庭で洗濯物を干す場合、家の事情や条件を変えることで、乾き方の違いをグラフにまとめて発表したという研究でございます。こちらにつきましては、東京理科大学の学長賞という形で表彰をしたところでございます。

そのほか、入選の子どもたちも8名いたところでございます。

続きまして、中学校の個人の部でございます。こちらにつきましては四ツ木中学校の野中駿さん、「トンボの生態研究」。約1カ月にわたりまして、トンボの生態を観察し、写真や観察シートを用い、丁寧にまとめて説明したというものでございます。こちらにつきましては教育長賞を受賞しております。

さらに亀有中学校の大町彩菜さんでございます。研究テーマは「豆苗の成長における光と環境の影響」でございます。豆苗が成長するために必要な光の量や環境への影響を写真を使って考察、そして記録をしたものでございます。こちらにつきましては、東京理科大学の学長賞を受賞しているものでございます。

そのほか、3名の生徒が入選という形になっています。

裏面に移らせていただきます。こちらは団体の部でございます。それぞれ、教育長賞、そして東京理科大学学長賞ということで、そちらに載せさせていただいておりますけれども、教育長賞は「新しい発電方法」という研究でございます。概要は、音から電気を作ることができることを利用して、スピーカーを使って音発電を試み、実験・考察を行ったものでございます。そちらに記載させていただきました、7名の生徒が共同実験をしたものでございます。

東京理科大学学長賞につきましては「水流の研究」でございます。概要は渦の軸のぶれができる仕組みについて、水の中で渦を作りながら、実験・考察を行い、その成果を発表したものでございます。4名の生徒による共同研究でございました。

今回、第1回の実施でございましたけれども、子どもたちが夏季休業中等に行いました自由研究の中から、それぞれ学校の中で推薦をいただき、その中から、表彰をさせていただいたものでございます。

共同研究につきましては、本区で実施しております科学教育センターの科学教室のほうで研

究をしているグループの中から、今回選定をしたところでございます。

なお、表彰式につきましては、2月14日に既に実施をさせていただきました。ここでは、青木区長にもご出席いただきまして、表彰式を行ったところでございます。

第1回目でございますけれども、これをさらに広げて、より葛飾区の子どもたちが理科好きで、さらには未知の分野に挑戦する探究心や創造性に優れた子どもたちになるように、このコンクールについても活用を進めてまいりたいと考えています。私のほうからは以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。各委員の方からの賛同の意見、あるいは励ましのお言葉等ございましたら。

竹高委員。

○竹高委員 ご説明ありがとうございます。

この研究テーマを見ていると、とても興味が湧くようなテーマが多いのですが、第1回のコンクールということで、この受賞した作品をどちらかで展示することはお考えにはなっていないのか伺いたいのと、団体の部も含めまして、未来わくわく館の一面でその作品を一時的にでも見ることができたら、子どもにとって刺激になるのではないかと感じますので、予定していなければ、ぜひ公開していただければと思いました。

○委員長 指導室長、お願いします。

○指導室長 こちらにつきましては、未来わくわく館の中に展示はしてまいります。それぞれどういう順番になるかということも含めまして、できるだけこういう作品がいろいろな区民の方の目に触れたり、あちらに来る小さいお子さんもいますし、小学生も来ます。さらには中学生も来ますので、そういう子どもたちが何かそれを見て一つヒントになるとか、自分もやってみようという意欲につながるような形で進めてまいりたいと考えております。

○委員長 東京理科大のご協力無しにはあり得ないし、またそういった意味では、葛飾の子どもたちにとって、科学に触れる環境が非常に向上していると思います。引き続き、よろしく願いいたしたいと思います。

続きまして、報告事項等5に入ります。「平成26年度『かつしかっ子賞』審査結果について」ご説明をお願いいたします。

指導室長。

○指導室長 それでは、「かつしかっ子賞」の審査結果につきまして、ご報告をさせていただきます。

こちらにつきましても、今年度から始めた表彰制度でございます。「かつしかっ子」宣言の5つの項目において、優れた行為そして活動をした幼児・児童・生徒の自己肯定感を高めるために取り組みを実施しているものでございます。

対象につきましては、個人ではそれぞれの子どもの行為やその活動について、そして幼児・児童・生徒の善行、さらにはスポーツ・文化活動等としているところでございます。

表彰につきましては、3月12日、本日でございますけれども、教育委員会室で表彰を行う予定でございます。

今回の表彰者につきましては、18名の児童・生徒となっております。当然、学校での活動もでございます。さらには地域での活動に積極的に参加した者もいます。さらには地域の方に対して、困っている方に声をかけたり、そういう意味では非常に温かな心で接したというようなものも出ています。今回、表彰18名でございますけれども、こちらの表彰をぜひ全区に広めて、葛飾の子どもたちの素晴らしさを区民の方にもお伝えするとともに、ほかの子どもたちにも「かつしかっ子」として誇りを持って、いろいろこれから行動してもらえるようにつなげてまいりたいと考えております。私のほうからは以上でございます。

○委員長 ただいまの説明につきましてご意見、ご質問等がございますか

杉浦委員。

○杉浦委員 ありがとうございます。中学3年生が6人、小学校6年生が7人、それぞれの最高学年の児童、生徒が表彰されることによって、先ほどお話がございました自己肯定感を高める取り組みということでは、効果のある表彰ではないかと思えます。

綾南小学校の児童が、高齢者に対して声をかけたことに対して表彰しています。素晴らしいことです。私事ですが以前、堀切二丁目あたりに用事がございまして、その帰路、前方で高齢者の方が自転車に乗って倒れていたことがありました。私も車を停めて、一応介抱し、救急車を呼ぶまではしたのですが、そこに通りがかったのが、堀切中学校の男子生徒3人だったと思います。その生徒の方は一緒に立ち止り、介抱してくださったのです。私は申しわけないけれども、「ごめんなさいね、ちょっと急ぎの用事があるので、ここで帰らせていただきますけれども、あと大丈夫？」と聞いたら、「いいですよ。」と言ってくださって、本当に助かり、温かいその心に私も感動しながら、感謝の思いで車に乗ったことがありました。名前も聞かないで、本当に失礼なことをしてしまったという心残りを感じたことがありました。

またもう一つ、先週の土曜、日曜に、ウイメンズパルで、パルフェスタがございました。そのときも急いでいまして、講演を1時間半ぐらい聞かせていただいて、その後急いで帰ろうとしていたところ、入り口付近で何か物品が残ったのでしょね、「買ってくださいますか」という子どもさんがいました。「いいですよ」ということで、急いで2つ購入させていただいたのですが、2つ購入したからということで、そのお子さんが手作りの物をくださったのです。それで、「あ、どうもありがとうございます」とだけ言って、私はそこを後にしたのですが、申しわけなかったなど。こちらにやはりゆとりがないと、そういった咄嗟のやり取りに心の受け入れが素直にできない。その子どもの視線で、目と目を見て感謝、「ありがとう」と言うことがで

きなかったということが、お子様に対して、とても申しわけなかったと心の中で反省しています。

今回 18 名の方が受賞されておりますが、大人の側に心の豊かさがないと、なかなかそういった瞬間の子どもの行動、気持ちをキャッチすることはできない。子どもの行動に対して素直に認識することができずに、それを見逃してしまうということがあるということを感じました。こういう表彰される児童、生徒がふえていただけたらという思いで、ひと言感想を述べさせていただきました。「かつしかっ子」宣言、ありがたいなど。この宣言を推進することによって 1 年間でこういう結果が出たということ、大変うれしく感謝しております。

○委員長 ありがとうございます。

各委員ともども、やはり杉浦委員のような事象となる電車に乗り合わせたとき、あるいはホームでの途中等々、やはり私自身も含めて、いわゆるバイスタンダーという委員にはなってはならないなど思いました。貴重なご意見、ありがとうございました。

よろしければ、次の報告事項に入ります。

報告事項等 6 「平成 26 年度『かつしかっ子文学賞』審査結果について」、指導室長、お願いいたします。

○指導室長 平成 26 年度「かつしかっ子文学賞」の審査結果につきまして、ご報告をさせていただきます。

きょうは表彰のお話をさせていただいておりますが、こちらの文学賞につきましても、今年度から「かつしか教育プラン 2014」に基づきまして、子どもたちの自己肯定感を高める取り組みとして、実施をしているものでございます。

本区では、葛飾の児童・生徒の作文集「かつしかの子」を既に長年つくっているところでございますけれども、今般につきましましては、特にその中の掲載作品の中から、それぞれ選定委員が選びました、特に優秀な作品の出品児童・生徒につきましまして、表彰をさせていただいたものでございます。そちらの審査結果のとおり、小学校 1 年生から 6 年生まで、そして中学校につきましましては、学年別ではございませんので、3 年生、そして 2 年生から選出をさせていただいたところでございます。こちらにつきましましては、今回、児童を 6 名、生徒 4 名、計 10 名でございますけれども、本日 3 月 12 日に教育委員会で表彰を行っていくところでございます。

なお、詳細につきましては、既に教育委員の皆様には「かつしかの子」の冊子については配付をさせていただきました。その中に掲載をさせていただいておりますので、ぜひお読みいただければと思っております。

今回、10 名の表彰とはなりますけれども、今後も葛飾の子どもたちが文章を書くことに対して関心、意欲を高めるとか、さらには文章表現力を向上させていくような取り組みも進めてまいりまして、またこれからもこの「かつしかっ子文学賞」を進めてまいりたいと考えておりま

す。私のほうからは以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして、ご質問等ございますか。

竹高委員。

○竹高委員 ご説明ありがとうございます。

まだこの文章を読ませていただいているのではありませんけれども、楽しみに読ませていただこうと思っております。

手紙を書く、文章を書くということに苦手意識を持っている大人や子どもが多いと思う世の中で、この文章を文学賞としていただけるというのは、子どもたちにとってとても素晴らしいことだと思います。この中に将来の小説家が出て来ないとも限りませんし、こうやって頑張っている子どもたちに賞をいただけるというのは、とても素晴らしいことだと思うので、続けていっていただきたいと思います。

○委員長 ありがとうございます。

特に国語力というのは非常に大事な部分でございますので、教育の理念ということでもぜひお願いしたいと思います。

ほかにどなたかご意見ございますか。

(「なし」の声あり)

では報告事項等7「損害賠償請求事件について」、指導室長、お願いいたします。

○指導室長 それでは私から、損害賠償請求事件につきましてご報告をさせていただきます。

資料のとおり、損害賠償請求の訴えの提起がございましたので、報告をさせていただくものでございます。

まず、1番、原告の主張でございます。平成24年6月9日、葛飾区立東柴又小学校に当時在籍をしていた児童の母親であった原告は、同校に赴いた際に、同校校長から犯罪者呼ばわりをされるなどして、人権を著しく侵害をされたと主張をしています。また、これによりまして、原告は精神的苦痛を受けたことから、被告に対して民法第709条に基づきまして、損害賠償を求めるとのことであるということで、原告が主張をしているところでございます。

2番の訴訟の内容につきましては、記載のとおりとなっております。被告は葛飾区となっております。請求の趣旨につきましても記載のとおりでございます。

事件の経過でございますが、平成27年2月9日に訴えの提起がございました。そして、葛飾区には訴状が送達いたしましたのが2月17日となっております。なお、口頭弁論の期日につきましては、3月19日となっております。区といたしましては、特別区人事・厚生事務組合の法務部と協力して応訴をしていくものでございます。

「その他」のところに記載させていただきましたが、本件につきましては、平成26年9月

24日の総務委員会で、一度訴えの提起がございまして、平成26年12月4日の総務委員会でまたさらに訴えの取下げについて報告がございました件です。こちらについては、教育委員会でも報告を既にさせていただいたものでございますけれども、この訴えの取下げについて報告をさせていただいた損害賠償請求事件につきまして、原告さらにはその主張の一部を変更いたしまして、改めて訴えの提起があったものでございます。こちらについてのご説明は以上でございます。

○委員長 ただいまご報告のとおりと承っております。

当委員会ではそれぞれのコメント、私情というのは挟む余地もございません。既にそういった関係諸機関のほうでの対応ということで、いわゆる法的な部分での第三者に白紙委任させているならば、多分進捗していると思いますので、報告として受け止めさせていただきます。

よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

続きまして、報告事項等8「第9期葛飾区社会教育委員の会議の提言について」、生涯学習課長、お願いします。

○生涯学習課長 それでは、第9期葛飾区社会教育委員の会議の提言について、ご説明いたします。

まず、趣旨でございます。社会教育法第17条に基づきまして、葛飾区教育委員会に対しまして第9期葛飾区社会教育委員の会議から提言の提出があったため、報告するものでございます。

提出日は平成27年1月27日。提言のテーマでございますけれども、記載してございます「高齢社会に対応した生涯学習のあり方について」でございます。

別紙がクリップどめで、緑色の冊子がついているかと思えます。そちらのほうをごらんいただいて、概略のほうをこちらを使ってご説明をいたします。

まず、1ページ目でございます。「はじめに」をごらんください。上から6行目でございます。「少子高齢社会と急激な人口減少に直面している今日、地域や社会を支える人材として、高齢者をとらえることが求められるようになってきました。生涯学習においても、学んだことを地域に還元してもらいたいとの期待が寄せられております」といたしまして、今度は下から5行目になってございます。そこで「人格を完成させ人生を締めくくる高齢期にふさわしい、学びと活動が相互にかかわる生涯学習のあり方」について提言をするものとさせていただきます。

2ページ以降でございます。こちらは高齢社会と生涯学習ということでございます。こちらの(2)の3行目でございますけれども、高齢社会の中で、生涯学習に期待されることは、学習・文化活動と地域活動を通して、高齢者の自己実現を支援することといたしまして、次の3ページの2行目でございます。「生涯学習は、一人ひとりが関心のあることに楽しんで取り組むこと、自分を取り巻く人との豊かな交流をもつこと、地域社会の担い手として活動すること一

この3つを統合した自己実現を応援しなければならない」としてございます。

4ページ以降は、葛飾の現状と課題が書いてございまして、次は9ページ以下が今回の大きな提言の内容になってございます。

このページの上から3段落目になりますけれども、「したがって」以下でございます。「生涯学習の施策として、『生きがい支援』と『社会参加』のかかわりをわかりやすく示し、理解し、実践する人を増やす必要がある」といたしまして、4点、ご提言をいただいているところでございます。

まず1点目でございます。同じページの(1)「地域に出会うための学習・文化活動の仕組みづくり」といたしまして、下から3行目でございます。高齢者の関心のあるものを参加者の精神的な負担を少なくする工夫、そして学んだ後に地域で活動するきっかけをつくることが大切であるとしてございます。

次に、2点目、10ページになります。(2)の「“地域デビュー”のきっかけづくりと情報提供」といたしまして、このようにして地域に出会った人が実際に地域で活動するようになるために、多くの団体の情報を集中して見ることができる機会や、この項目の最後の段落でございます。「このように」以下でございますけれども、「既存の団体への入会や新しい団体の設立等を通して、地域に出会った人が“地域デビュー”していくきっかけとなる情報提供が必要」であるとしてございます。

同じく10ページの(3)の3点目といたしまして、「コーディネーターの育成」、支援にあたる人材としてのコーディネーターの育成が大事である。このくだりで求められるところは、この項目の3段落目になります。「地域に関心をもった人に活動することの醍醐味を語る力や、団体の立ち上げについてアドバイスを行う力、気後れをしているメンバーを排除しないことの大切さを伝える力、民主的に団体運営をするための方法を伝えられる力としてございます。

4点目といたしまして、(4)、11ページになります。こうした課題を実行するための連携・協働態勢の充実を指摘してございます。

そして、これまでの点を踏まえまして、施策のイメージといたしまして、12ページ以下にまた施策のイメージとして提案も行われてございます。

1点目といたしまして、12ページの(1)「地域に出会うための学習・文化活動の機会」では、飛びまして13ページの4行目以下になります。「学習・文化的活動で楽しみ、健康づくりがすすみ、高齢期の生活課題を考え、人生の締めくくりにあふさわしい学習に取り組み、地域活動に参加する」。こんなような高齢期をともに目指す魅力的なコーディネーターを養成する、コーディネーターリーダー講習会の検討が必要であるとされてございます。

2点目といたしまして、14ページの(2)でございます。こちらでは、団体や事業の情報提供・団体紹介・交流イベントの開催としてございまして、高齢期の方たちには紙媒体の情報提

供よりも、対面での情報提供のほうが、訴求力が高まるとの考えによりまして、こうした団体紹介、交流イベントの開催の提案をいただいているところでございます。

そして3点目でございます。15ページの(3)、こちらでは、「かつしか区民大学」におけるもの、特に講座といたしましては、最後の段落になりますけれども、今後は「高齢者支援課を初めといたします関連部署との連絡・調整を深めて、特に高齢者が強く関心を寄せる講座を開発するとともに、多世代が交流するきっかけとなる事業を展開していく必要がある」としてございます。

以上が今回のいただきましたご提言の内容のご説明でございます。

最後に、この提言の内容につきましては、関係各部、団体等に配布いたしますとともに、この提言の趣旨を踏まえまして、今後の施策に反映させてまいりたいと考えてございます。ご報告は以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

多岐にわたっての特にあるいは生涯学習、「かつしか区民大学」等々で実行している部分と、そういう加味すべき議題もご提言いただいております。何か委員からのご意見、ございますか。

よろしいですか。

ただいまご説明いただきました第9期葛飾区社会教育委員の会議の提言についてというのを十分読み取っていただきながら、またいろいろな施策に反映していただきたく思います。よろしく願いいたします。

続きまして報告事項等9「図書館サービスの充実について」、中央図書館長、お願いします。

○中央図書館長 図書館サービスの充実について、ご報告をさせていただきます。

資料をごらんください。平成27年度に拡大するサービスと、新規に行うサービスでございます。

まず、1の「シニアサービスの充実」でございますが、拡大するサービスでございます。

(1)「目的」でございます。高齢者が利用しやすい図書館とするため、シニアサービスの充実を図ってまいります。中央図書館では、高齢者サービスをシニアサービスと位置づけまして、高齢者が地域社会でいきいきと暮らしていけるような資料の情報提供に努め、図書館への来館を促進してまいりたいと考えてございます。

(2)の「実施内容」でございます。大活字本や朗読CD、また行政、法律、健康医療情報、シニアが抱えている問題に関する本など、幅広く積極的に収集し、充実させるとともに、高齢者向けのセミナーの実施、わかりやすい案内板の表示の工夫ですとか、杖かけ器具の設置などを行ってまいります。

(3)の「実施時期」でございますけれども、4月より本の選定などを始めて進めてまいり

たいと考えてございます。

(4)の「その他」でございますけれども、本事業につきましては、「葛飾区夢と誇りあるふるさと葛飾基金」の活用をするということでございます。

続きまして2番の「かつしかっ子ブック事業」についてでございます。

(1)「実施内容」でございますけれども、児童・生徒が読書に親しむ機会を積極的に支援するため、教育長からのメッセージを添えた「かつしかっ子ブック」を、成長の節目を迎える小学校1年生及び中学校1年生にお渡します。この本を活用して、読書感想文の書き方を指導したりしながら、子どもたちが読書を身近に感じることができる環境を整え、効果的な活用を図ってまいりたいと考えてございます。

2番につきましては、「配布対象」でございますけれども、小学校1年生、中学校1年生でございます。

(3)「配布予定」でございますけれども、新年度の1学期中を予定してございます。

(4)「配布方法」でございますが、教育委員会が推薦する図書リスト、約20冊程度から、小学生につきましては児童及び保護者から、中学生につきましては生徒に希望の本を選んでいただいて、各小・中学校等を通じてお渡しさせていただきます。

なお、私立学校の方につきましても、お渡しする趣旨を説明させていただきながら、ご自宅へお送りすることを予定してございます。

また、ご説明するリストの20冊でございますけれども、図書館員が、名作ですけれどもなかなか気づけない内容のものでしたとか、今だからこそ読んで欲しいもの、また心の糧となって欲しいという願いを込めて、リストの案を提案し、各学校からの意見等を踏まえて、選定をしているところでございます。教育委員会のお勧めということで、比較的安定した本の内容になっております。また、全て読んでいただいている場合も、今回につきましては、そのリストの中から選んでいただきたいということを考えてございます。

新年度より始めまして、児童・生徒の意見を参考に、今後はリストの冊数をふやすなど、課題を整理しながら実施していきたいと思っております。

また、例外として対応を考えていますのは、特別支援学級の児童・生徒。リストでの選択が困難な場合には、個別に対応していきたいと考えてございます。

リストの内容につきましては、決定する前に各教育委員の皆様にも事前にご相談させていただく考えでございますので、よろしく申し上げます。ご報告は以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

竹高委員、先ほど関連したご質問ございましたが、今、中央図書館長からのいろいろな各教育委員からのご意見も開陳しながら、こういたしたいということいただきました。よろしいですか。

○竹高委員 はい。

○委員長 各委員からはいかがでございますか。よろしいですか。

では、報告事項等9を終了いたします。

報告事項等10「区政代表質問・一般質問要旨」、特に平成27年度の区の第1回定例会に関しまして、お願いします。

教育次長。

○教育次長 それでは、私のほうから平成27年の1回定例会の区政代表一般質問の要旨について、ご説明をさせていただきます。

今回は1定ということで、代表質問がございまして、自民、公明、共産、3会派から、教育に関する質問が出ています。また、一般質問としては、5名の方から教育に関する質問が出ております。それから1枚おめくりください。質問は多岐にわたっておりますので、今回は教育長答弁のみ質問と、それから回答のほうの要旨のみ触れさせていただきます。ほかの部分につきまして、ほかの質疑につきましては、恐れ入りますが、後ほどお目を通していただければと存じます。

まず1ページでございます。自民党、安西幹事長からの質問です。質問の3行目からです。

「生産年齢人口」の方々が葛飾区に住みたい、住み続けたいと思える葛飾区にするには、「教育力の充実」が大きな推進力になると思うが、どうかというようなご質問でございます。2行目から読みます。「グローバル化や少子高齢化など、急激に変化する社会の中で、葛飾育ちであることに胸を張り、たくましく社会貢献する人材の育成こそ葛飾の未来づくりであり、本区の教育の充実は欠くことのできないことであると考えます」ということで、その後は来年度の予算に関わる学校での具体的な取り組み等について触れているというものでございます。

恐れ入ります、4ページをごらんください。同じく自民党、安西議員からの質問です。

2行目からです。「『教育も人なり』で、いかに優秀な教員を育てていくかの環境づくりが必要かと思うが、将来構想をお聞かせ願いたい」という質問でございます。

答弁、4行目の後のほうです。「志のある教師を呼び込み、育て、プロの教師集団を葛飾で作ることが私の夢であります」、そのあと、「まず、葛飾に愛着を持ち、教師を育てることに意欲的で指導力のある管理職、それを支える保護者、地域づくりに取り組みます」ということで、その後、教育推進校の推進であるとか、若手教師塾、それから先進自治体の派遣等について触れているというものでございます。

恐れ入ります、6ページをごらんください。同じく安西議員からの質問で、「教育委員会制度改革に伴い、教育環境の充実に向けて、組織の充実を今後どう変えていくか」というようなご質問でございます。

7ページをごらんください。校舎改築の開始の計画的かつ確実に進めていくということで、

平成 27 年度から教育計画推進担当課長を廃止し、学校改築・改修を専門に担当する組織である施設整備担当課長を新たに設置します。それから 3 行ぐらい飛ばして、ソフト面として、国際化に伴うグローバル人材の育成や、特別支援教育の充実を図るため、総合教育センターの機能拡充などを進めますというようなことで、お答えさせていただいております。

恐れ入ります、12 ページをごらんください。続いて、公明党、出口議員からの質問でございます。「理数教育の充実や学力の定着のために、本区での子ども達の学習機会の確保のための取り組みを伺う」ということでございます。

2 段落目のところです。理数教育の取り組みとして、金町中学校と花の木小学校を中心に、「学力向上パートナーシップ事業」を行っています。また、小学校全校で、「東京ベーシック・ドリル」の活用を進めています。それから理科大の近辺の小学校 6 校で、今の「東京ベーシック・ドリル マスター講習会」を実施しています。

それから中ほどで、中学校においても葛美中学校の「がんばらナイト」、四ツ木中学校の「土曜四ツ木塾」の紹介など、それからその後で都立高校や理科大を連携とした「寺子屋かつしか」の取組を進めます。そして最後に、新小岩周辺で平成 27 年度、新たな会場を設置していきますというようなことで、答えさせていただいています。

14 ページです。同じく出口議員からの質問で、「小・中学校における理科の授業の現状と、特に、小学校の教員の専門性向上の取り組みについて伺う」ということです。

3 行目から、小学校では「問題解決型学習」が多くの学校で定着しています。中学校においても、その成果を踏まえて、着実に学力に結びついていますと。その成果として、今年度、都の児童・生徒の学力向上調査では、理科における「読み解く力」に関する平均正答率が、東京都を上回る結果となっておりますというようなことで、回答させていただいています。

恐れ入ります、16 ページをごらんください。同じく出口議員から、「未来わくわく館」において、本区の理数教育の今後の理科大との連携についてというようなご質問でございます。

これは 17 ページをごらんください。「未来わくわく館」を本区の理科教育のキーステーションとして位置づけ、今後も機能を充実させてまいります。児童・生徒を対象とした興味・関心に合わせた自由研究支援や教職員及び来館される区民に向けて、講演会や観察実験教室を理科大と連携のもと、充実させていきたいということで、答弁をさせていただきます。

続いて 18 ページをごらんください。共産党の中村議員からの質問でございます。小中一貫教育については、全国等しく「グランドデザイン」のもとに教育活動を実施するのが筋ではないか。したがって、現行の一貫教育校は、存廃を含めて検討すべきと思うが、どうかという質問です。

19 ページでございます。2 行目からです。「これまでの小中一貫教育校での実践をもとに、地域と学校との連携、中学校区を軸とした小中連携教育を、国や都の動向を注視しながら、全

区で推進をしております」。最後の3行目でございます。「今後も2つの学園につきましては、小中一貫教育校として、連携教育の充実を視点とした研究を継続してまいります」というふうに答えております。

それから22ページをごらんください。自民党の梅沢議員からの一般質問でございます。学力向上について、伸び伸びプランの推進、それから若手教師塾、ICTを活用したわかりやすい授業、それから学校支援のプロジェクトの4つの計画のうちの現時点における事業の実施状況や、成果や課題を問うという質問でございます。

この4つについてそれぞれ書いておりますので、中身については割愛をさせていただきます。申しわけございません。

続いて31ページをごらんください。民主党かわごえ議員からの質問でございます。学校現場での子どもの体力向上への取り組みと課題を問うという質問でございます。

裏面、32ページの最後の段落でございます。優れた取り組みを区内全校で共有し、各校の実態に合わせて実践していくことや、今年度より実施している「体力スタンダード」に基づく取組の充実、一校一取組運動などを通して、休み時間や放課後等を活用し、すべての子どもたちが運動の日常化を図れるよう、学校を指導・助言してまいりますという内容でございます。

33ページも同じくかわごえ議員からの質問です。子どもの成長と遊びについての見解を問うという質問でございます。

裏面の34ページをごらんください。最後のところです。「かつしか教育プラン2014に基づく幼保小連携教育を推進してまいります。その取組として、運動機能に関する幼児期の遊びによる学びを考察し、小学校教育にスムーズに移行させていくことで、効果的に体力の向上を図ることを検討してまいります。小・中学校においても、休み時間や放課後の時間の身体を使った遊びを奨励して、体力向上を図ってまいりたいと考えております」という答弁でございます。

それから40ページでございます。無所属むらまつ議員からの質問でございます。スクールソーシャルワーカーのさらなる活用に向け、これまでの成果や課題を含めて、今後の教育委員会として、どのようにお考えなのかという質問です。

41ページ、最後でございます。スクールソーシャルワーカーの資質を有する優秀な人材の確保や育成に努めるとともに、様々な課題のある子どもたち一人一人を大切にすることを推進してまいりたいと考えております。

その次、44ページ、自民党小用議員からの一般質問でございます。小中一貫教育の2校のこれまでの成果と課題について問うという質問です。

3行目です。成果ですが、職員室の一体化や教職員の校舎の行き来による指導観の共有化が図れたことです。それから、下から6行目ぐらいですが、学習スタイルや授業スタイルの確立と共有化、9年間の連続性を見据えた教育課程編成などの成果ということで挙げています。

45 ページの真ん中あたりです。課題でございますが、26 年度の区学力調査結果を分析したところ、1 行飛びます、小中一貫教育としての優位な成果は数学・算数については見られませんでした。それから意識調査では、児童・生徒の自尊心、自己肯定感について、肯定的な回答をした割合は、現時点においては一貫校としての優位な結果は見られませんでしたというところでございます。

それから、46 ページです。同じく小用議員でございます。今後の葛飾区の小中連携教育をどのように推進していくかというご質問です。

47 ページ、最後です。全小中学校で小中連携の教育を推進するとともに、「新たな学校間連携の推進」として、幼保小連携教育や中高連携教育も進めていきますと。それにより、幼児期から高校卒業まで、区独自の一貫した教育モデルをつくり、推進してまいりたいと考えております。

54 ページをごらんください。公明党向江議員からの質問です。「かつしかっ子ブック」で、子どもたちに本を手渡すとき一緒に、(仮称)「かつしかっ子(翼)読書通帳」を配布してみたいかというご質問です。

55 ページ、最後のところです。「児童・生徒が読破した本の記録を振り返ることにより、達成感を味わい、読書への意欲を喚起することができるため、大変効果があると考えております。既に、読書通帳と同様の記録カードを導入し、成果を上げている区立学校もありますので、各学校の取り組みを尊重しながら読書通帳の配布を含め、実施に向けて検討してまいります」ということでございます。

足早でございましたけれども、以上でございます。

○委員長 多岐にわたっての第 1 回定例会での代表質問、あるいは一般質問に、教育次長、大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

私ども教育委員一同、再度読破しながら、教育委員会としての姿勢も、これからまたさらに近づけていきたいと思っております。

続きまして、報告事項等が全て終わりました、「その他」の事項 3 件に入ります。

庶務課長、お願いします。

○庶務課長 それでは、「その他」の事項について、説明させていただきます。3 件でございます。

まず 1、資料配付でございます。

本日は、1 件、2 冊でございます。2015 年「早寝・早起き、朝ごはん食べよう」カレンダー(幼児用・小学生用)をそれぞれ 1 冊ずつ配付してございます。

次に 2 の出席依頼でございます。

本日は 3 月 20 日金曜日の平成 26 年度「優秀な教員」表彰式について、杉浦委員の出席をお

願います。

次に3、次回以降教育委員会予定を記載してございますので、後ほどごらんおきください。

説明は以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

本日の平成27年教育委員会第3回定例会、非常に多岐にわたった議案等8件、報告事項等10件、その他3件です。

冒頭私のほうからお話をしなければいけなかったのですが、3月8日に開催されました第1回目の「かつしかふれあいRUNフェスタ」、非常に悪コンディションの中でも塩澤教育長が実行委員長という格好で、また、竹嶋課長以下関係機関の方々のご努力に改めて感謝申し上げます。

もう1点、亀有図書館のほうで不幸な火災がございました。その折りに小さいお子さんがお2人、焼死なされたという部分で、週末とはいえ、大変な現場の対応があったように伺ってございます。気を許すことなく、また体力向上という部分で、次年度も「かつしかふれあいRUNフェスタ」、6,000名ですか、非常に多くの方の参加ということで。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 参加5,000名です。

○委員長 5,000名ですか。ありがとうございます。申し込みは6,000名。

でも、悪コンディションでもなおかつ5,000人の方の区民ハーフマラソンに参加されたという部分で、ありがとうございます。御礼が冒頭お二方に感謝の意を表したかったのですが、御礼をさせていただきながら、定刻をもってこの平成27年教育委員会第3回定例会を閉じさせていただきます。

ありがとうございました

閉会時刻0時15分